

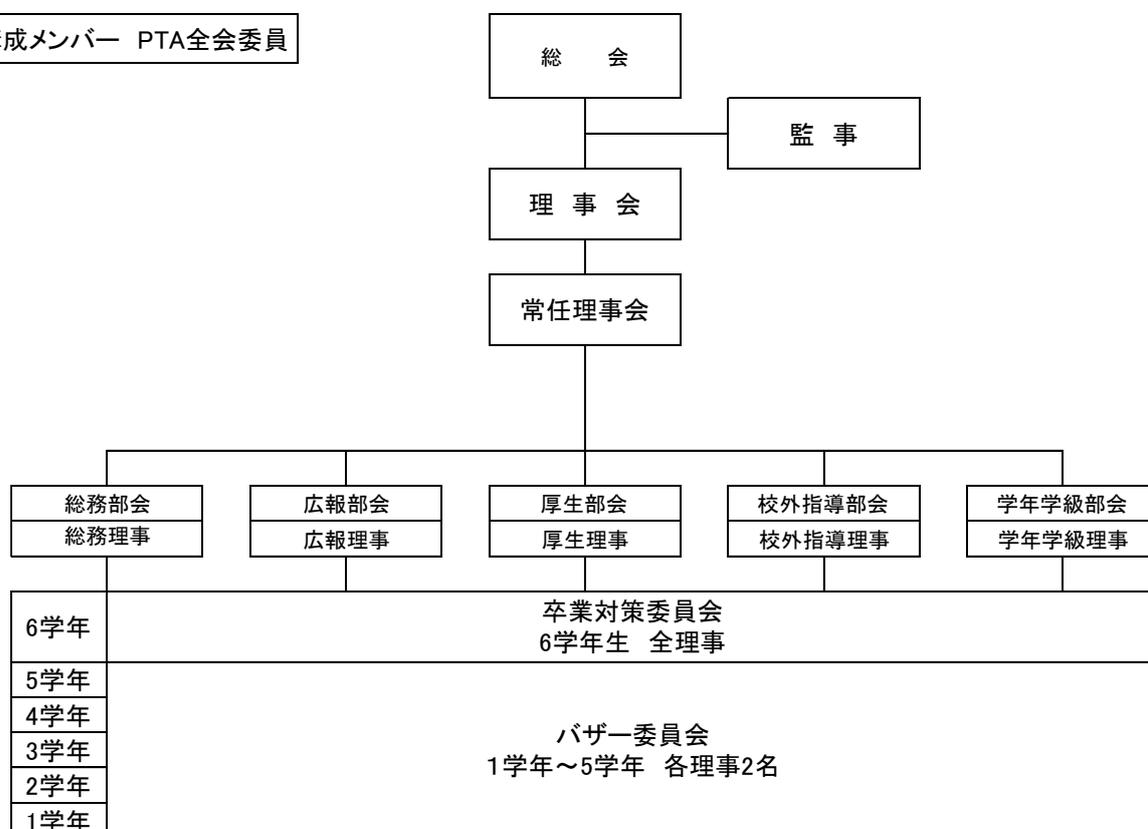
粕壁小学校 PTA 活動について

目 次

- ◎ P T A 組 織 ・ 会 議 構 成 図
- ◎ P T A 活 動 全 体 の 流 れ
- ◎ 常 任 理 事 会 及 び 理 事 会 に つ い て
- ◎ 専 門 部 の 活 動 内 容 に つ い て
- ◎ P T A 理 事 選 出 に つ い て

◎PTA組織・会議

総会構成メンバー PTA全会委員



◎理事会・常任理事会構成メンバー

	理事会	常任理事会	新旧合同理事会
校長・教頭・主幹教諭・専務主幹	○	○	○
会長・副会長	○	○	○
監事	出席可	出席可	出席可
部長	○	○	○
会計・書記	○	○	○
卒対委員長・バザー委員長	○	○	○
副部長	○	×	○
総務部部員	○	×	○

◎常任理事会及び理事会について

1. 理事会について

- (1) 原則として学期ごとに1回、年3回開催します。(毎年6月、10月、2月に開催します。)
- (2) 理事の他、各副部長各2名(学期ごとに担当)、総務副部長全員と総務理事(学期ごとに担当)の約35名です。
- (3) 活動内容は、常任理事会、各部会での話し合いを報告、確認したり、審議、承認したりします。理事会は総会に次ぐPTA活動の方針決定機関です。
- (4) 理事会は総会に次ぐPTA活動の方針決定機関です。

2. 常任理事会について

- (1) 原則として毎月第1木曜日に開催します。(6月、10月、2月の理事会開催時は除く)但し、必要に応じて開催することがあります。)
- (2) メンバーは会長、副会長、各部長、総務副部長3名(書記、会計)、バザー委員長、卒業対策委員長、監事、幹事、校長先生、教頭先生、教務主任に参加をお願いします。
- (3) 活動内容は、PTA活動全体の方針や内容を話し合い、学校行事及び共通事業の確認や各部の活動計画、報告を行います。PTA活動全体への提案は、総務部が検討して常任理事会で審議、立案します。
- (4) 常任理事会は総会・理事会に次ぐPTA活動の方針立案機関です。

3. 新旧合同理事会について

- (1) 原則として総会前の4月に開催します。
- (2) メンバーは旧年度、新年度(予定者)の会長、副会長、各部長、総務副部長3名(書記、会計)、バザー委員長、卒業対策委員長、監事、幹事、校長先生、教頭先生、教務主任に参加をお願いします。
- (3) 新旧合同理事会で旧年度の事業報告や新年度の新理事選任及び、主な事業計画と予算を立て、新規事業等の審議を行います。

◎専門部の活動内容について

1. 総務部

- (1) PTA 全体の運営について調査研究し、活動を推進します。(内規や総会資料の作成、発行等)
- (2) PTA 総会、合同理事会、常任理事会、理事会を運営します。
- (3) 理事会だよりを発行、配布・配信します。
- (4) PTA 理事を対象に研修会、親睦会を企画、運営します。
- (5) 学校関係事業(学校行事への協力)を推進します。(運動会のお手伝い等)
- (6) 市PTA連合会(市P連)他、関係団体事業を推進します。
- (7) 教育設備の充実を支援する事業、学年活動に協力します。

2. 広報部

- (1) 広報紙「あおぎり」を学期ごとに発行、配布して、PTA の活動や学校の様子を会員に知らせます。
- (2) 教育設備充実を支援する事業、市P連他関係団体事業、学校行事、学年活動に協力します。

3. 厚生部

- (1) ベルマーク・インクカートリッジ・エコキャップ等の収集、整理、集計を推進します。
- (2) 厚生部だよりを発行、配布します。
- (3) 学校保健委員会に協力します。
- (4) 教育設備充実を支援する事業(資源回収活動等)、市P連他関係団体事業、学校行事、学年活動に協力します。
- (5) 給食試食会を開催します。

4. 校外指導部

- (1) 児童の安全を確保するための活動を推進します。
(登校時交通安全指導、防犯プレートの管理等)
- (2) 登校時交通安全指導の当番表を作成、配布します。
- (3) 校外指導部だよりを発行、配布します。
- (4) 通学班名簿作成に協力します。
- (5) 教育設備充実を支援する事業、市P連他関係団体事業、学校行事、学年活動に協力します。

5. 学年学級部

- (1) 学校と家庭の連携を推進し、学級懇談会の運営を行います。
- (2) 健全な家庭教育に取り組み、児童及び会員の教育活動を推進します。
(講演会、家庭教育学級の企画、親子清掃等の実施)
- (3) 会員の名札作成に協力します。
- (4) 各学年で、学年、学級担任と共に学年活動を推進します。(卒業対策委員会の活動等)
卒業対策委員会については後述します。
- (5) 教育設備の充実を支援する事業、市P連他関係団体事業、学校行事に協力します。

※ 波線の部分は共通事業です。総務部が統括しますが、学年活動は学年学級部、資源回収活動は厚生部が統括します。

※ バザー委員会は各部より選出された理事(1年生から5年生の2名)で構成する委員会が統括します。

◎PTA 理事選出について

1. 学級理事選出の方法

- (1) 1 学年～5 学年（新 2 学年～新 6 学年）の場合
新年度 4 月の学級懇談会で話し合いの上選出します。
※但し、第 1 回目の学級懇談会が開催されない場合は、書面等にて希望者を募ります。
新 1 年生は入学式後、クラス事に話し合いの上選出します。
在学中のお子様 1 人につき 1 回以上受けて頂きます。
兄弟姉妹が在学している場合は上のお子様のクラスから選出させていただきます。
- (2) 新 1 学年の場合
入学式後、クラスごとに話し合いの上選出します。
在学中お子様 1 人につき 1 回以上受けて頂きます。
兄弟姉妹が在学している場合は上のお子様のクラスから選出させていただきます。
- (3) 常任理事経験者（粕壁小 PTA に於いて）のご家族については、PTA 理事を辞退することができます

2. 学級理事の人数並びに任期

- (1) 人数は各クラス 5 名とします。
※総務部 1 名・広報部 1 名・厚生部 1 名・校外指導部 1 名・学年学級部 1 名です。
- (2) 任期は 1 年とします。但し再任を妨げません。
※任期の 1 年とは、総会での新理事承認後より翌年度の新旧合同理事会終了までをいいます。
(例年 5 月 15 日前後に総会、新旧合同理事会を開催しています。)
- (3) 欠員が出た場合は、当該クラスで話し合いの上、必要に応じて補充します。

3. 部長並びに副部長選出について

総務部・広報部・厚生部・校外指導部・学年学級部の部長・副部長について

- (1) 各部とも立候補者が居ない場合、合同部会（第 1 回部会）にて、各部全理事の中から部長を選出します。
※但し学年学級部は、1 学年～5 学年理事の中で部長を選出します。
- (2) 各部とも副部長は各学年の中から 1 名、計 6 名を選出します。
- (3) 常任理事（粕小 PTA）経験者については、部長・書記・会計・バザー委員長、卒業対策委員長を辞退することができます。
- (4) 6 学年の保護者に限り、お子様 1 人に対し 2 回目の理事を受ける方は、常任理事を辞退することができます。

4. 卒業対策委員会について

- (1) 卒業対策委員会の活動を6学年の学年活動の一環とします。但し卒業対策に関わる会計は、別途に処理します。
- (2) 卒業対策委員会は、6学年の第2回目の懇談会（6月末～7月）で6学年会員に承認されて活動を開始します。
- (3) 卒業対策委員会のメンバーは6学年の全理事で、学年学級部が中心に活動に当たります。
- (4) 卒業対策委員長について立候補者がいない場合、合同部会（第1回部会）にて、6学年生理事の中から委員長を選出します。
- (5) 委員長・副委員長は、6学年の学年学級部理事から選出され学年学級部副部長は兼任しません。
- (6) 各部の6学年の部長については、卒業対策委員を辞退することができます。但し、卒業対策委員会で承認を得ます。
- (7) 卒業対策委員長経験者（粕壁小PTAに於いて）については、部長、バザー委員長、卒業対策委員長を辞退することができます。

5. バザー委員会について

- (1) 各部ともに合同部会（第1回部会）にて1学年～5学年理事の中から2名の委員を選出し、委員会を設立します。
- (2) 選出された委員は委員会を開催し、委員長1名、副委員長2名を選出します。
- (3) バザー委員は、バザーが終了するまで、専門部に所属し部会にも出席しますが、実質は委員会活動に専任し、その企画・運営を実施します。
- (4) バザーが終了後は委員会を解散し、所属専門部の活動に当たります。
- (5) バザー委員長経験者（粕壁小PTAに於いて）については、部長、バザー委員長、卒業対策委員長を辞退することができます。

6. 学級懇談会への委任状提出について

- (1) 新年度4月の学級懇談会（学級理事選出の話し合い）に欠席する場合は、委任状を提出するものとします。
- (2) 新年度4月の学級懇談会（学級理事選出の話し合い）の議決は、出席者（委任状を含む）の過半数をもって決まります。
- (3) 委任状提出の有無に関わらず、欠席でも学級理事に選出される場合があります。